



令和8年度 特別管理産業廃棄物(注射針及び注射器)収集運搬処分業務委託(長期継続契約)

金抜設計書

業務番号 2026052100

---

業務名 令和8年度 特別管理産業廃棄物(注射針及び注射器)収集運搬処分業務委託(長期継続契約)

---

履行場所 加東市家原85番地(加東市民病院)

---

---





令和 8 年度 特別管理産業廃棄物（注射針及び注射器）収集運搬処分業務委託  
（長期継続契約）仕様書

1 総則

この仕様書は加東市民病院から排出される特別管理産業廃棄物（注射針及び注射器関連）（以下「感染性廃棄物」という。）の収集運搬処分業務を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）並びに関係法令に従い行うことについて、必要な事項を定める。

2 収集に関する事項

収集期間、収集場所及び収集回数・時間帯は次のとおりとする。

- (1) 収集期間 令和 8 年 7 月 1 日から令和 1 1 年 6 月 3 0 日まで（3 6 箇月）
- (2) 収集場所 加東市民病院屋内の集積場所
- (3) 収集回数・時間帯 毎週 1 回収集（水曜日：午前 8 時 3 0 分から午後 5 時の間）  
（収集の日が、祝日・年末年始にあたる場合は、別途日程を協議するものとする。）

3 収集時の留意事項

- (1) 収集時、感染性廃棄物や収集車等が患者・来院者等に接触することや病院の施設設備等を損傷することが無いよう、安全面に十分に注意すること。
- (2) 感染性廃棄物の収集運搬にあたっては、市民等の健康及び生活環境に係る被害が生じないよう行うこと。また、他の廃棄物と混同するおそれ、内容物の飛散・流失がないよう感染性廃棄物専用車両で収集運搬すること。
- (3) 電子マニフェストシステム(JWNET)を運用するため、処分を行った後、すみやかに電子マニフェストシステム 受渡確認票に必要事項を記載し、担当者に提出すること。

4 発生量等に関する事項

発 生 物	発 生 量
【注射針関連】 注射針、メス等鋭利なもの	月平均 1, 3 7 2 L
【注射器関連】 注射器、血液・体液などが付着したガーゼなど	月平均 6, 7 2 0 L

5 収集に用いる容器に関する事項

注射針関連⇒5 0 L のバイオハザードマーク付黒色の再生ペール容器または白色ペール容器を使用すること。なお、容器の調達については、受注者の負担とする。

注射器関連⇒病院が交付する収集用ダンボール容器を使用すること。

※ 容器の再利用は行わないこと。

6 入札の金額記載に関する事項

週1回収集するものとして、それぞれの発生物1Lあたりの処分費及び運搬費単価に月間発生量(L)を乗じて得た額の合計を月額として記載すること。

契約は1Lあたりの単価契約とする。また、4 発生量等に関する事項に記載の数量(月間発生量) はあくまで予定数量である。

7 資格等に関する事項

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可又は特別管理産業廃棄物処分業許可を有すること。  
なお、収集運搬又は処分業務を他者に委託する場合は、その者についても同様の許可を有すること。

8 支払いに関する事項

受託者は、当月分を翌月10日までに請求するものとし、市は適法な請求書を受領してから30日以内に支払うものとする。

9 長期継続契約に係る特約

(1) 市は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

(2) 前号の規定により市がこの契約を解除し、受託者に損失が生じた場合は、受託者はその損失の補償を市に対して請求できるものとする。この場合における補償額は、市と受託者が協議して定める。

10 その他

受託者は、市から委託された業務の完了まで、関係法令に基づき感染性廃棄物を適正に管理する責任を負うものとする。この間発生した事故については、その原因が市の責に帰する場合を除き、受託者が責任を負うものとする。